

逐条「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」解説書

平成25年10月
別府市福祉保健部障害福祉課

第23条 市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

【解説】 1 本条に関しては、条例制定作業部会において、特に議論されたところであり、本条例の特徴的な規定として位置付けられている。

2 「親亡き後」という表現は、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会などにおいて、障がいのある子どもの親たちが抱える「親亡き後、この子をだれに託すのか。」という不安を示す「象徴的な表現」として用いられてきたものである。条例制定作業部会における議論では、この不安を含めて、障がいのある人を支える人は親に限ったことではないこと、また、亡くなったときに限らないということから、「親亡き後等」という表現が用いられたところである。

【解釈】 1 本条は、親亡き後等の問題を解決するための取組に関する規定である。

「親亡き後等の問題」とは、障がいのある人を親などが保護している場合、その保護者が障がいのある人より先に亡くなったり、高齢その他の事由により障がいのある人を保護できなくなったときに、その後、障がいのある人はどのようにして生活を営んでいくのだろうかということについて将来不安が抱かれる問題である。

この問題は、障がいのある人を保護する者にとっては、自らの生前や元気なうちに解決しておかなければならず、非常に大きな課題となっているのが現状である。

このことについては、答申においても『障がいのある人とその家族の多くが、「親が亡くなった後、残された子どもはどうなるのか」、「世話を誰がするのか」、「入れる施設はあるのか」など強い不安をもっている。また、「親が高齢化して世話ができなくなっている」、「子どもの介護のために働けない」などの声も多い。』と示されている。

2 本条例の究極の目的は、障がいのある人もない人も安心して安全に暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することである。障がいのある人を保護する者の多くが親亡き後等の問題に対して不安を抱えているのであれば、その不安を払拭できないうちは、めざす社会が実現したとはいえない。

この考え方は、答申においても「障がいのある人もない人も、誰もが安心して安全に暮らせる社会を実現するためには、親亡き後等の問題に対する総合的な施策を樹立することが不可欠であるところ、現状は、こうした施策の検討が全くできていない。」と示されており、「まず、専門家会議を設置し、この答申に基づいて、市としての基本的な対策を検討することが必要である。」という

考えから本条が定められているところである。

- 3 答申でも指摘されたところであるが、本条では、まずは「問題を解決する総合的な施策を策定する」こと。そして、それが策定された場合は、「この施策を実施する」という作為義務を市に課している。ただし、施策の策定や実施に当たって、その手法により過重な負担が生じる場合は、この限りでない。

【運用】 親亡き後等の問題を解決するためには、様々な視点から問題点を洗い出し、その対策を複合的に行わなければならない。

例えば、障がいの程度であったり、生活環境の違いであったり、個々の障がいのある人が置かれている状況などが異なるため、一概にあるひとつの方法で問題が解決できるわけではないが、それを踏まえた上で、親亡き後等の問題を構成する代表的な問題点は次のようなものである。

- (1) 家庭に代わる障がいのある人が安心して生活できる場の確保の問題
- (2) 親などに代わって障がいのある人を支援する人の確保の問題
- (3) 医療や介護などのサービスを受ける際の契約行為、金銭面の管理などを行う成年後見人を誰が担うのかという問題
- (4) 障害年金などの収入や保護者が遺してくれた遺産などで、生活が可能かという経済的問題

これだけではないが、このような問題点が障がいのある人を保護する者の将来不安に結びつくものとして考えられているため、まずはこれらを含めた問題点を洗い出し、その解決策を考えていく必要がある。